

居宅介護支援事業所 南清苑

重要事項説明書

(令和7年6月1日現在)

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0438-30-9611 (午前8時30分～午後5時30分まで)
担当 介護支援専門員 藤田 奈津子 小井土 洋斗

2. 居宅介護支援事業所南清苑の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業者名	居宅介護支援事業所 南清苑
所在地	木更津市中尾623-1
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (千葉県 1271100198)
サービスを提供する地域	木更津市、袖ヶ浦市、君津市、富津市

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員	1名	0名	1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員・ 介護支援専門員	2名	0名	2名

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～ 午後5時30分
土・日・祭日 年末年始(12月30日～1月3日)	休業

※ 24時間オンコール体制となっております。夜間の緊急相談の際は、南清苑までご連絡ください。南清苑宿直者が介護支援専門員へ連絡を入れ、当日又は翌出勤日に折り返しご連絡させていただきます。

3. 利用料金

(1) 種類

① 利用料

I 基本料金

要介護1・2	要介護3～5
1086単位	1411単位
11,316円	14,702円

木更津市の地域区分は6級地。1単位=10.42円

居宅介護支援利用料は、介護保険から全額給付されますので利用者の自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなってきた場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者（市町村）の窓口に出すのと、全額払戻しを受けられます。

II 加算項目

利用者様の状態や必要な状況により、加算をさせていただきます。

1 単位 = 10.42 円

初回加算	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ） 入院した日のうちに情報を提供した場合	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ） 入院した日の翌日又は翌々日に情報を提供した場合	200 単位
退院・退所加算 ※初回加算が算定される場合は加算しません ※カンファレンスへの参加の有無により加算額が変わります	〈参加 有〉 600～900 単位 〈参加 無〉 450～600 単位
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算 (月 2 回限度として算定)	200 単位
通院時情報連携加算	50 単位

② 交通費

木更津市、袖ヶ浦市、君津市、富津市にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

③ 解約料

利用者の都合により途中解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中、または、計画作成後の月途中で解約した場合	要介護状態認定区分の関係なく一律 <u>4,200 円</u>
契約前及び契約期間中で月末日をもって解約した場合	料金はかかりません

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月5日までに前月分の請求書を発行致しますので、10日以内にお支払い下さい。

お支払い頂きますと、領収書を発行致します。

お支払いの方法は、銀行振込または現金の2通りの中からご契約の際に選べます。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を締結した日から、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

①ケアプラン作成の手法

全国社会福祉協議会居宅サービス計画ガイドライン方式に基づく課題分析票を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

6. サービス内容に関する苦情

①当事業所のお客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 次長 土肥 崇

電 話 木更津南清苑 0438-30-9611

②その他

当施設以外にも、市町村（木更津市役所）の苦情・相談窓口でも受け付けています。

木更津市役所 高齢者福祉課 0438-23-2630

袖ヶ浦市役所 高齢者支援課 0438-32-6219

君津市市役所 高齢者支援課 0439-56-1730

富津市役所 高齢者介護福祉課 0439-80-1262

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 043-254-7428

7. 当事業所の概要

名 称 社会福祉法人 慈心会
居宅介護支援事業所 南清苑

代表者 理事長 藤盛 英之

所在地 木更津市中尾623-1

電話番号 0438-30-9611

定款の目的に定めた事業

第1種社会福祉事業

- 1 特別養護老人ホーム更科ホームの設置経営
- 2 特別養護老人ホーム木更津南清苑の設置経営
- 3 特別養護老人ホーム木更津南清苑式号館の設置経営
- 4 軽費老人ホームケアハウス南清苑の設置経営
- 5 特別養護老人ホーム緑苑の設置経営

第2種社会福祉事業

- 1 老人短期入所事業（更科ホーム）
- 2 老人短期入所事業（木更津南清苑）
- 3 老人デイサービス事業（木更津南清苑）
- 4 老人短期入所事業（緑苑）
- 5 小規模多機能型居宅介護事業（みどり）

公益事業

- 1 居宅介護支援事業（さらしな）
- 2 居宅介護支援事業（木更津南清苑）
- 3 居宅介護支援事業（みどり）
- 4 介護予防支援事業
- 5 地域包括支援センター事業

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

木更津市中尾623-1
居宅介護支援事業所 南清苑

説明者氏名 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印